

## 大東市都市公園使用料 新料金表 (改定内容)

都市公園に公園施設を設け、又は管理する場合

使用の種類	単位 (期間)	～R 7	R 8～
土地	1月	当該土地の価格×(0.25/100)×(当該土地のうち使用する部分の面積/当該土地の面積)	当該土地の価格×(2.5/1000)×(当該土地のうち使用する部分の面積/当該土地の面積)
建物	1月	(当該建物の価格×(0.5/100)+当該建物の敷地の価格×(0.25/100))×(当該建物のうち使用する部分の面積/当該建物の面積)	(当該建物の価格×(5/1000)+当該建物の敷地の価格×(2.5/1000))×(当該建物のうち使用する部分の面積/当該建物の面積)
土地及び建物以外の財産 (以下「その他財産」という。)	1月	当該その他財産の価格×(0.5/100)×(当該その他財産のうち使用する数量/当該その他財産の数量)	当該その他財産の価格×(5/1000)×(当該その他財産のうち使用する数量/当該その他財産の数量)

公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合

使用の種類	単位		～R 7	R 8	R 9	R 10～
	数量	期間				
電柱、支柱、支線柱及び支線	1本	1年	1,400	—	—	—
第1種電柱	1本	1年	—	2,120	2,330	2,540
第2種電柱	1本	1年	—	3,240	3,570	3,900
第3種電柱	1本	1年	—	4,420	4,840	5,260
第1種電話柱	1本	1年	—	1,890	2,080	2,270
第2種電話柱	1本	1年	—	3,080	3,360	3,630
第3種電話柱	1本	1年	—	4,200	4,600	4,990
その他柱類	1本	1年	—	170	200	230
共架電線その他上空に設ける線類	1m(1本を1mに変更)	1年	—	23	23	23
地下電線その他地下に設ける線類	1m(1本を1mに変更)	1年	—	12	13	14
地上に設ける変圧器	1個	1年	—	1,610	1,920	2,220
地下に設ける変圧器	1m <sup>2</sup>	1年	—	1,040	1,200	1,360
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個	1年	—	3,250	3,890	4,530
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07m未満のもの	1m	1年	—	96	96
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1m	1年	—	110	130
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m	1年	—	160	190
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m	1年	—	220	250
	外径が0.2m未満のもの	1m	1年	300	—	—
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	1m	1年	—	410	410
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	1m	1年	—	420	490
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1m	1年	400	—	—
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	1m	1年	—	960	960
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの	1m	1年	—	1,040	1,200
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	1m	1年	950	—	—
	外径が1.0m以上のもの	1m	1年	1,900	2,110	2,420
	地下構造物	1m <sup>2</sup>	1年	1,900	1,740	1,740
郵便差出箱	1個	1年	—	760	1,370	1,640
公衆電話所	1個	1年	—	1,900	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所に集約	
標識	1本	1年	—	1,500	看板、貼り札、貼り紙及び標識に集約	
工事用板囲、足場、詰所及び工事用材料置場	1m <sup>2</sup>	1月	—	1,000	—	—
工事用板囲、足場、詰所及び工事用材料置場 (地上を占用するもの)	1m <sup>2</sup>	1月	—	—	580	580
工事用板囲、足場、詰所及び工事用材料置場 (上空を占用するもの)	1m <sup>2</sup>	1月	—	—	290	290
看板、貼り札、貼り紙及び標識	一時的に設けるもの	1m <sup>2</sup>	1月	720	420	500
	その他のもの	1m <sup>2</sup>	1年	7,200	4,640	5,220
	その他のもの	1m <sup>2</sup>	1月	—	当該土地の価格×(0.25/100)×(当該土地のうち使用する部分の面積/当該土地の面積)	当該土地の価格×(2.5/1000)×(当該土地のうち使用する部分の面積/当該土地の面積)